

令和元年9月30日
厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)

「統計委員会の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対する回答

3月18日及び4月18日の統計委員会では、「統計委員会委員の意見書についての審議結果を受けた厚生労働省への情報提供の要望」に対し、統計的・学術的観点から、提供できる情報をご報告しました。

その際、総務省統計委員会点検検証部会における政府全体の統計改革の議論と整合性を取りながら、今後、更なる検討を進める旨を説明していた「(3)再発防止策について」について、8月27日付けで厚生労働省において「厚生労働省統計改革ビジョン2019」をとりまとめ、近々、その工程表をとりまとめる予定となっていることを踏まえ、今後の対応方策をご報告いたします。

(3) 再発防止策について

(総論)

- ① 委員意見書では、監察委員会追加報告は、「今般の事案を統計技術的・学術的に考えた時の重大性に対する認識が不足しているように思われる。学術の世界でこのようなデータの不正やねつ造、盗作などがあれば、間違いなく学界から追放されることは、研究不正に対する最近の事案からも明らかである。それほど、重大な事案」であるとされておりますが、一方、国会審議では、そもそも監察委員会報告が提示した再発防止策は、統計技術的・学術的観点からまとめられたものではない旨の答弁がなされたことと承知しています。監察委員会報告の再発防止策については、そうした理解で正しいでしょうか。

その理解が正しいとすると、委員意見書にあるとおり、再発防止全体で考えると、「当然ながら再発防止策も本事案が学術的側面を多く含むことを勘案してなされるべきである」と指摘されているように、今後、統計技術的・学術的観点からも再発防止策を検討する必要があります。厚生労働省では、今般の事案は、統計技術的・学術的に考えると、どのような問題があると考えますか。また、そのような観点から、どのような再発防止策が必要になると考えますか。

(回答)

○ 平成 31 年 2 月 27 日付けの特別監察委員会の追加報告書における再発防止策については、4 月 18 日の統計委員会でもご説明したとおり、厚生労働省において取り組むことができる一案として提案されたものであり、総務省統計委員会における政府全体の統計改革の議論と整合性を取りながら、厚生労働省において更なる検討を進めていくこととしました。

○ このため、統計委員会の委員意見書の指摘も踏まえ、本年 7 月に、統計技術的・学術的な観点からの再発防止策を検討するため、経済学、統計学等の専門家による「厚生労働省統計改革ビジョン 2019 (仮称) 有識者懇談会」(座長 小峰隆夫大正大学地域創生学部教授)を開催し、3 回にわたり議論を行ったところです。

懇談会においては、令和元年 6 月 27 日付けで取りまとめられた総務省統計委員会第 1 次再発防止策との整合性を取ることにについて、強く意識しながら、活発なご議論を経て、8 月 20 日に提言をとりまとめていただきました。

その後、懇談会の提言の内容を踏襲する形で、8 月 27 日付けで「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」を取りまとめました。

(参考) 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 (仮称) 有識者懇談会・構成員

梶木 壽 (フレイ法律事務所弁護士)

川口大司 (東京大学大学院経済学研究科教授)

神林 龍 (一橋大学経済研究所教授)

小峰隆夫 (大正大学地域創生学部教授)【座長】

中室牧子 (慶應義塾大学総合政策学部教授)

吉川 洋 (立正大学学長)

美添泰人 (青山学院大学経営学部プロジェクト教授)【オブザーバー】

○ 懇談会の提言では、統計委員会第 1 次再発防止策を前提とした上で、統計の仕様や品質に関する情報の開示など、統計の作成過程などの透明性の確保を図りつつ、EBPM (証拠に基づく政策立案) を推進するなど、統計の実際の利活用を通じて、統計作成担当者が説明責任を果たすとともに、使われ方を意識することによって、統計の質を向上させていくことの重要性などが強調されました。

○ こうした提言等を踏まえ、「厚生労働省統計改革ビジョン 2019」では、第 2 章において、総務省統計委員会第 1 次再発防止策や日本統計学会の提言などを厚生労働省において実施するべく整理し直すとともに、第 3 章において、調査票情報の二次利用、行政記録情報の利用促進に向けた有識者委員からなる「データ利活用検討会 (仮称)」を設置することや、統計の利活用の促進や省

内若手・中堅職員の分析手法の習得等を目的として、厚生労働省内に省内若手・中堅プロジェクトチーム（EBPMプロジェクトチーム）を設置することなどを盛り込んでいます。

- 今後は、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」や今後取りまとめられる総務省統計委員会の報告書の着実な実施を通じて、再発防止に努めてまいります。

(3) 再発防止策について

(各論)

② 統計技術的・学術的観点からは、以下のような再発防止策が考えられますが、厚生労働省として、これらについてどのように考えますか。

1) 個票データおよび集計関連情報など統計作成に必要となるデータの長期保存 (過去の遡及推計作成の障害とならないようにするとともに、第三者が推計結果を再現するために、過不足のないデータ・情報の保存・提供を可能とする体制を確立する)

(回答)

- 個票データや集計関連情報など統計作成に必要となるデータの長期保存については、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」第2章2(2)にあるように、「総務省が作成・提供する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的な業務マニュアルを作成し、そのルールに基づいた業務遂行を実践する」こととしています。
- 具体的には、令和2年度予算概算要求により、「統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的なガイドラインを作成」するための予算を要求しており、来年度、委託調査により、こうしたガイドラインを作成し、その中に以下のような情報を記載することを検討しています。
 - ・ 統計ユーザーの視点に立った情報公開(「公表ルール」)
 - ⇒ 調査設計、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等
 - ・ 必要なデータや集計プログラムの「保存ルール」
 - ⇒ 推計乗率の算出情報等の補助情報の記録保存なども含む。
 - ⇒ 電子化、一元化等の推進方針も記載
- また、上記ガイドラインで定められるルールに基づき、今後、データの保管状況や、記録の保存状況等を定期的に点検する体制も構築していくこととしており、こうした定期的な点検を通じて、過不足のないデータ・情報の保存・提供を可能とする体制を構築してまいります。

(3) 再発防止策について(各論)②

2) 学界をはじめとする統計利用者の要望やニーズを把握し、迅速かつ適切に統計に反映する仕組みづくり(利用者ニーズを無視した前例踏襲の統計作成を抜本的に改める、例えば、利用者から批判されてきた断層の縮小に向けた精度改善の取り組みがしっかりなされる仕組みづくり<リスクテイクを嫌い、問題を先送りする組織体制・組織文化の一掃>が不可欠)

3) 新しいニーズに迅速に対応できる統計システムの整備

(回答)

- 組織体制・組織文化の一掃に向けた人事システムや研修体系の見直しについては、後述の4)の回答のとおりです。

- その上で、継続的に、外部有識者の目により定期的に厚生労働統計のあり方を検討していくとともに、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」のフォローアップや見直しを行っていく観点から、学識経験者等による常設の検討会(統計改革を推進するための検討会)の設置を検討していくこととしています。この検討会の位置づけについては、統計のあり方を検討していく際には、公労使による合意形成には馴染みにくいことなども踏まえ、統計のあり方を考えるのに相応しい委員構成等を検討していくこととしています。

- なお、統計改革を推進するための検討会については、今年度その位置付けや体制を確定してまいります。

- さらに、今般取りまとめられる統計委員会の報告書や、内閣官房における総合的対策の検討状況などについても、適宜、ビジョンの見直しに際して反映していくとともに、統計改革を推進するための検討会においてフォローアップ等を行ってまいります。

(3) 再発防止策について (各論) ②

4) 統計技術的な観点を統計組織に定着させるための人事システムへの変更
(毎月勤労統計の事案のように不適切な程度が深刻な場合、統計部門の最高幹部として、統計技術的な知見を有し、統計に関するリスク管理のできる高度な専門家を計画的に確保・育成するなど人事システム自体を変更)

(回答)

- 統計技術的な観点を統計組織に定着させるとともに、高度な専門家を計画的に確保・育成するための人事システムへの変更については、
- ① 研修システムの見直しとして、段階的な研修体系の整備を行うとともに、統計担当職員を対象に、統計の基本知識や調査方法論をはじめとして、情報技術の知識や、統計法令に関する体系的な研修の強化を図り、順次実施していくこととしています。
- ② また、人事システムの見直しとして、
- ・ 今年度、職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等を行うことにより、来年度以降、統計人材を計画的にキャリアアップさせるとともに、
 - ・ 作成された統計がどのように利活用されているのか、ユーザーの視点に立った統計の作成に資するため、来年度以降、順次、省内の政策所管部局との人事交流（送り出し）や、他府省、民間の研究機関等との人事交流を推進する、
 - ・ 基幹統計など重要統計については、統計業務経験者を中心に作成することが基本となるよう、計画的な人材配置にも努めていくこととしています。
- ③ さらに、外部人材の積極活用の観点から、令和2年度予算概算要求において、厚生労働省の統計幹事の補佐を担当する専門家を配置するための予算を要求しているところです。
- 内閣官房（統計改革推進室）から派遣される形で配置された統計分析審査官とも連携しつつ、統計に関するリスク管理が適切に行われる体制の整備に努めてまいります。

なお、監察委員会追加報告では、8つの再発防止策を提言しています。これらの提言を可及的速やかに具体化し、できることから再発防止策を実行していく必要がありますが、現時点で、厚生労働省において、具体策をまとめたものはありますか。統計委員会点検検証部会における「点検検証の予備審査（統一的審査）に向けた視点」を踏まえ、具体化についてどのように考えていますか。併せて情報提供をお願いします。

－ 例えば、提言された再発防止策の1番目の項目「調査設計、推計方法（調査の計画、抽出、実査、有効回答、集計などの基本情報の開示を含む。）など、詳細な調査内容の正確かつ迅速な公開」では、毎月勤労統計の精度に関する情報を公開するなど、調査・集計方法の透明性を高めることや、1月以降の統計委員会における説明や議論の結果を、毎月勤労統計のHPから公表することについて、どう考えますか。

－ 例えば、提言された再発防止策の2番目の項目「統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するための体制整備」および8番目の項目「開かれた組織への変革と外部チェック機能の導入」を行う際には、学界においては、研究不正に対して、きちんとしたチェック体制が構築されています。統計作成においても、第三者が推計結果を再現できるのに過不足のないデータ・情報の保存と提供を行うこととセットで、同様の外部からのチェックの仕組みを取り入れるのが望ましいと思いますが、厚生労働省は、どのように考えますか。

（回答）

- 平成31年1月以降の統計委員会における議論等も踏まえつつ、毎月勤労統計の詳細な調査内容の正確かつ迅速な公開については、例えば、東京都の500人以上規模事業所を全数調査とした令和元年6月分の結果数値と同年5月以前と同様の抽出調査として集計した抽出調査系列との差異の情報をはじめとして、平成31年1月の標本入替の影響に関する情報や回収率（調査対象事業所数・回答事業所数を含む）の情報など、これまでも、HPにおいて、必要な情報の公表に努めてきたところです。
- さらに、統計委員会等において、委員からの要請により、平成31年1月のギャップに関する分析や東京都の500人以上規模事業所を全数調査とした調査結果の分析、共通事業所についての分析等を精力的に行い、それらの公表ページを毎月勤労統計のHPからリンクできるようにしています。

- また、データ・情報の保存・提供を可能とする体制の構築については、1) において回答したとおりです。

- その上で、統計調査の内容や手法、計画との乖離や誤りなどについて外部からのチェックする仕組みについては、総務省統計委員会による第一次再発防止策を踏まえ、7月26日（金）付けで、内閣官房（統計改革推進室）から4名の統計分析審査官が配置されたところであり、今後、内閣官房とも連携の上、①集計結果の公表前の分析審査の導入、②公表済みの統計の点検や誤りの是正、③調査設計変更時の影響分析・補正手段の検討、④誤りが発覚した事案への対応や再発防止策の検討等を実施していくこととしています。

- また、1)に記載した「統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的なガイドライン」の作成に当たっては、不正発覚時の「対応手順」を明確化するとともに、今後、外部等からの不正の通報に対して、対応を行うための相談窓口を設置することとしており、ガイドラインに基づく定期的な点検の実施と併せ、統計の誤りが発見され、かつ、速やかに公表されるような体制の構築に努めてまいります。